

船舶事故調査報告書

令和2年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	かき養殖施設損傷
発生日時	令和元年12月11日 00時43分ごろ
発生場所	広島県早瀬瀬戸 牛ヅノ立標から真方位319° 500m付近 (概位 北緯34° 10.4′ 東経132° 28.9′)
事故の概要	貨物船あかしは、北進中、かき養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	令和2年1月30日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 あかし、498トン 136861、井本船舶株式会社（船舶所有者）、有限会社八幸マリン（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 航海士、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし かき養殖施設 かき筏5台に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長及び航海士ほか3人が乗り組み、単独で操船に当たっていた航海士が、船首方にかき養殖施設の標識灯を認め、同標識灯の西側を通航しようと思い、針路を北北西方に向けて航行した。 本船は、航海士が、船首方にかき養殖施設を認め、主機を後進とし、左舵を取ったが、かき養殖施設に乗り入れた。 航海士は、かき養殖施設の設置状況を事前に調査していなかった。
分析	本船は、北進中、単独で操船していた航海士が、かき養殖施設の正確な設置状況を把握していない中、かき養殖施設に進入したことから、同施設が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、北進中、単独で操船していた航海士が、かき養殖施設の正確な設置状況を把握していない中、かき養殖施設に進入したため、発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・当直者は、航行予定海域におけるかき養殖施設の正確な設置状況を事前に調査しておくこと。